

初期 C I O の政治経済観 (二)

長 沼 秀 世

激動する世界の中で、アメリカの動向は常に大きな関心の的とならざるをえない。現在、アメリカに関する研究は無数といえるほど存在する。しかし、アメリカを現実に支えている国民大衆、アメリカの労働者あるいは労働運動に関する研究は、けっして多いとはいえないであろう。

一九六四年現在のアメリカ労働組合員総数は一、六八四万人、その内、A F L Ⅱ C I O に属している者が一、五一五万人であるといわれる⁽¹⁾。この数字は非農業労働者総数の二六パーセント強にあたるもので、全労働者の内に占める比率はあまり大きくないといえる。しかしなお、A F L Ⅱ C I O が組織労働者中の圧倒的多数を占めていることはいまでもなく、それは、アメリカの労働者階級や労働運動を考える上で、主要な対象となるであろう。

周知のように、A F L Ⅱ C I O は一九五五年末に A F L と C I O が合同して生まれた組織である。この中で C I O は、ア

リカが大恐慌にゆり動かされ、ニュー・ディール政策により経済体制の再建をはかっていた時期に生まれた組織である。当初、C I O は新型の労働組合組織として注目され、A F L とはことなる性格をもち、アメリカ労働運動に大きな変化をもたらすものと考えられたり、進歩的あるいは急進的な態度を示すだろうとも考えられた。C I O は、成立以来、第二次世界大戦まで量的に急激に拡大したが、その後はむしろ停滞気味であった。大戦後のアメリカの反動化の嵐の中で、C I O は一一の加盟組合を共産主義者追放という理由で除名し、最盛期より弱まった勢力のまま、A F L と合同した。その点で、A F L Ⅱ C I O は合同という形式で生まれたが、実質的には、優勢な A F L が C I O を合併したといえるであろう。いづれにせよ、C I O はアメリカ労働運動史の中で大きな位置を占めており、その影響は今なお存在している。そこで、C I O の歴史を検討することは、アメリカの労働者階級・労働運動の理解に、何らかの寄与をするものと考えられるであろう。

次に、現代アメリカを考えようとする時、われわれは大恐慌とニュー・ディールにさかのぼることの必要性を認めるであろう。ニュー・ディールが現代アメリカの歴史的起点であるといえることには、若干の無理があろうが、その影響が大きく作用しているということでは異論がないであろう。ニュー・ディールに関する研究は、近年ますます多くなっているが、それを政策決定者の側からみる研究が多く、政策の客体たる国民の動向を分析した研究は多くないといえよう。C I O はニュー・デ

イールの後半期に誕生した組織であり、それがニュー・ディールとどのようにかかわっていたかを検討することは、アメリカ現代史を考える上で、ある程度、重要であろうと思われる。以上のような二つの問題意識から、本稿では初期のCIOが政治・経済問題にどのような見解をもち、どのように対応したかを検討してみたい。

二

周知のように、CIOは最初に産業別組織委員会として、一九三五年一月に生まれた。それは、同年のAFL大会で、産業別組合決議案を支持して敗れた組合代表の内、ジョン・ルイス、シドニー・ヒルマンら八名が結成したものであった。彼らは時代の動向をうまくつかんだのであり、CIOが組織として実力をもつようになったのは、組織化を求める労働者大衆によるものであった。CIOは、一方では、組織活動を抑圧しようとする資本家と闘争し、他方では、AFLと抗争しつつ、着々と新しい組合を加入させ、労働者を組織していった。こうして一九三六年末には、CIOは事実上、AFLとならぶ組合連合組織となり、翌年秋には全国協議会を開くに至った。そこでCIOは、正式大会の開催や規約の制定の準備を執行部へ委任し、翌一九三八年一月に、産業別組織会議として発足したのである。

このように、いわゆる「第二次」ニュー・ディールのさ中に成立したCIOは、ニュー・ディールに対してどのような見解

をもっていたのであろうか。CIOは委員会として成立した当初には、AFL内部で産業別組合主義を推進することを目的としていたため、独自に政治経済問題に見解を表明しなかった。しかし、CIOを構成した組合は、AFL大会において、ニュー・ディール政策に対して、相対的に積極的な支持を与えていた。たとえば、一九三五年五月に初期ニュー・ディールの主要政策の支柱であった全国産業復興法が違憲とされたことに対し、後にCIO委員となったフィリップ・マレーやハリー・フレミングらは、同年秋のAFL大会において、全国産業復興法の復活を要求する決議案を提出した。この決議案は、全国産業復興法によりアメリカの生産・分配機構の欠陥を認識できたこと、その欠陥を直しアメリカ経済を復興させるには同法のような政策を永続させる必要があること、などを主張していた。類似した決議案の提出者には、同じく後にCIO委員となったトマス・マクマホン、デイヴィッド・ダビンスキー、チャールズ・ハワード、ヒルマンらがあり、CIO当初の関係者のほとんど全員の名前を見出せるのであった。このようなニュー・ディール観はAFL全体の受け入れるところとなり、産業復興法の復活を要求する決議案は、AFL大会で可決された。

しかしそれだけでは物足りないCIO系組合の一部は、さらに積極的に産業復興法体制の維持・確保をめざして、このような法律に対しては違憲判決ができないよう、憲法を改正することを要求する決議案を提出した。この決議案の提出者は、自動車組合、婦人服組合、帽子工組合などの代議員であり、特に婦

人服組合のダビンスキーらの提出した決議案には、具体的な条文までつけられていた。それは、労働立法や社会保障関係の法律に関して、全国に適用できる統一的立法権を連邦議会に付与するよう提案しており、州権を理由にしたニラ（全国産業復興法）違憲判決の法理を解決しようとしていた。また自動車組合提出の決議案は、急進左翼で共産主義者とも近いといわれたヴィト・マーカントニオ下院議員（ニュー・ヨーク州選出、共和党。後にアメリカ労働党より出馬し当選した）が提出していた同趣旨の改憲案を支持するものであった。これらの改憲要求決議案に対し、AFL大会の決議案審査委員会は、特定の改憲案を支持することを否定し、執行部へ一任するよう大会に勧告した。これに対し、AFL内部の保守派の幹部であるフランク・ダッフィ（大工組合代表でAFL副会長の一人）が、これらの改憲要求決議案を握りつぶす動議を提出し、一度はこの動議が採択された。しかし大会閉会の直前になって、婦人服組合が改憲要求決議案の再審議を要求し、九一対四一（棄権多数）で承認され、結果として決議案は執行部に付託された。しかしAFL執行部は、この問題について何ら対処せず、結局これらの改憲要求決議案は握りつぶされてしまふのであった。

同様な見解の相違は、一九三五年に成立した社会保障法に關しても見られる。炭鉱組合や婦人服組合は、社会保障法に健康保険が規定されていない不備につき、同法の改正を求めたし、自動車組合提出の決議案は、社会保障法そのものをまったく不十分であるとして、その根本的な改革を求めていた。これらに

対し、AFL大会は健康保険の要求を可決したが、根本的な社会保障法改正案は、大会で審議もされずに葬られた。それは、大会決議委員会が、すでに社会保障法が制定されているとの理由で、大会提出の必要なしとしたためであった。以上の例から見られるように、後にCIOの一員となる組合はニュー・ディール政策を積極的に支持し、さらにそれをいっそう推進しようとする態度を示し、他方、伝統的なAFLの職業別組合はそうではなかったのである。

三

CIOは、結成の約三カ月後の一九三六年一月二〇日より、実質的に独自の機関紙を発行し始める。この機関紙にのせられた記事は、主として組織活動に関するもので、政治経済上の問題にはあまりふれていなかった。そこで、CIOがこの時期にニュー・ディールに関してどのような態度を示したかを、直接に資料から跡づけることは困難である。しかし、一九三六年におけるCIOはニュー・ディールの熱心な支持者であり、その恩恵をうけていると考え、ニュー・ディールの成果を堅持しようとして努めていた。そのためCIOは、ルイスを中心とする労働者無党派連盟 Labor's Non-Partisan League を通じて、フランクリン・ルーズヴェルト再選のために、熱心に活動したのであった。

先にふれたように、CIOは一九三七年に全国協議会を開いたが、それは大会に準ずるものであった。ここでCIOは、様

様な問題について決議を採択し、政治経済問題に対する態度をも表明した。そこに示されたCIOの基本的態度は、ニュー・ディールを支持し、発展させることであった。たとえばCIOは、州際通商に携わる企業がすべて連邦政府の認可制となるよう法律をもって定めよ、と提案した。CIOの案によると、各企業がその認可を得るには、「法律で保障された労働者の権利を保護する規約」に従うことが必要であった。CIOが考えているような、「規約」により労働者の権利を守る体制は、かつての全国産業復興法の体制の再現といえるものであった。

またCIOは、その頃、下院で審議未了となったブラック・コナリー法案を支持し、賃金や労働時間が連邦法で保障されることを望んでいた。労働組合としてごく当然のことであるが、CIOは相当程度の生活水準を保障できる最低賃金を望み、ブラック・コナリー法案成立のために努めることを決議した。同法案は、翌一九三八年成立の公正労働基準法につながるものがあるが、その基準は決して相当程度の生活水準を保障できるものではなかった。一九三七年のCIO協議会はさらに、あらゆる労働者に職を確保することをめざすとの理由で、公共事業の推進を願い、事業促進局 WPA や公共事業局 PWA へ予算を増額するよう求めた。また、社会保障の拡張や法の施行促進、健康保険制度をも要求していた。

労働運動と関係する公民権問題については、CIO協議会はリンチ禁止立法を求め、当時の議会に設けられたラフォレット委員会の活動を継続・拡大するよう希望した。いうまでもな

く、この要求は、CIOの鉄鋼労働者組織活動に大きな痛手を与え、一〇人の労働者を死亡させた「メモリアル・デイ虐殺事件」(一九三七年五月三〇日にシカゴのリバブリック製鋼工場で生じた事件)に関係していたのである。CIOはラフォレット委員会に対し、「憲法の人権条項を破壊することのような非アメリカ的・破壊的行為を徹底的に調査し、できる限り速やかにこれらについて公表する」よう要求するのであった。このラフォレット委員会に対するCIOの期待は非常に大きく、CIO機関紙は同委員会の活動に関して、頻繁に報道するのであった。

組織活動を容易にしたワグナー法に対してCIOが強い支持を与えたことはいうまでもなく、CIO協議会はさらに、ウォルシュ・ヒューリー法にもワグナー法の条項を適用するよう要求した。一九三六年に制定されたウォルシュ・ヒューリー法によると、連邦政府が契約を発注できるのは、賃金や労働時間に関して一定の条件を守る企業に限られることになっていた。CIOは、さらに同法に、労働組合との団体交渉を必要条件として加えるよう求めたのである。

このようにCIOは、ワグナー法を強く支持していたが、その管理運用には批判的になってゆく。CIO協議会は、同法の運用機関である全国労働関係委員会の裁定について、近年の裁定が同法の趣旨に反し、矛盾し、大規模生産産業や基幹産業に職業別組合を是認し、大多数の労働者の利益に反している、というのであった。いうまでもなく、これはAFLとCIOとの

抗争に関連しており、一方のAFLも同様に、全国労働関係委員会の裁定がCIOに偏していると攻撃していた。

CIOがニュー・デイル政策に関して多少とも批判的になったのは、このように施行機関のやり方に対してのみであり、ニュー・デイル政策全般に対し、あるいはその中心人物たるルーズヴェルトに対しては、全面的な支持を与え続けた。たとえばCIO機関紙の論説は、ルーズヴェルト、ニュー・デイル、CIO三者の利害が同一であり、反動的グループがこれら三者に反対していると記していた。こうしてCIOのルーズヴェルト支持は、ほとんど無条件であった。周知のようなルーズヴェルトの司法改革案についても、CIOは「司法の独裁を止めさせよ」というスローガンをもって、推進しようとしたのである。⁽¹⁸⁾

四

一九三八年のCIO第一回大会において、その基本的経済観が示される。ルイスの大会報告によると、CIOは次のように考えていた。「共通の目標は、完全採業で持続的に増大する生産と、それと調和して持続的に増大する消費である。……安定した経済における全面的生産は、この単一目的に対し、あらゆる経済的統御手段を整備する意志と力をもつ知的な指導によるのみ、生み出されるであろう。このような中央の指導は、当然、政府によって行なわれなければならない。知的な指導は、また必然的に、将来への計画を意味する。」⁽¹⁹⁾ここからみると、C

IOは政府が統制する計画経済を望んだかのようなのである。しかしCIOは、少なくとも社会主義的な意味での計画経済を望んではいなかったし、「計画」というにはあまりにも貧弱なものしか考えていなかったと考えられる。CIOが、「計画」とか「政府の指導」ということで意味しようとしたのは、せいぜいニュー・デイル政策のような政府の経済介入であった、といえる。CIOによれば、政府投資は、僅かに私的投資の不足分の補完としてのみ必要であり、それは失業労働者に職を与え、べき政府の責務をはたすためのものであった。このような観点は何も新しいものではなく、ここからは「計画」も「政府の指導」もでてこないものである。しかしCIOによると、ニュー・デイルの失業対策として生まれた事業促進局は、以上のような政府の責務をはたすものであり、「将来の歴史家によってのみ正当に評価されるような」深い意義をもつものとされるのであった。⁽²⁰⁾

しかしながら、政府の経済責任に対するCIOの見解は、以上の言葉から感じられる以上に保守的であった。CIOは、「どのような法律も、経済を安定させる要因である団体交渉による労働者の活動にまさるものではない。」とのべ、基本的にはCIOもAFLと同様に、労資間の任意交渉を重視したのである。そこでCIOは、ワグナー法を過大評価できないといいつつも、その重要性を認め、同法の改訂に反対した。⁽²¹⁾CIOがワグナー法を守ろうとしたことには、当時AFLや資本案団体が同法改訂のために運動していたことも大きく影響している。

ＣＩＯ第一回大会は、社会保障については前年とほぼ同様な見解を示したが、その中にやや革新的な主張が見られるとすれば、次のようなことであった。すなわち、ＣＩＯによれば、社会保障の基金は「労働者の賃金や所得税からではなく、蓄積された富に対する課税から引き出すべき」であった。⁽¹⁷⁾しかしＣＩＯは、現実にもこのような見解を実現させるべく行動したことはなかったのである。

こうして、一九三八年においても、ＣＩＯのニュー・ディール支持は、なお強固であった。その例証をあげれば、ＣＩＯ第一回大会は、「ルーズヴェルト大統領の道徳的にしてかつ社会的な前進を認め、労働者および一般大衆の獲得した成果を保持するための大統領の決然たる奮闘を続けるよう、また経済的・社会的な改革の計画を成功させるべく先頭に立つよう要請する」と決議している。⁽¹⁸⁾ＣＩＯから見ると、ルーズヴェルトはあらゆる進歩および成果の源泉であり、絶対に支持すべき人なのであった。

ＣＩＯが第二回大会を開いたのは、第二次世界大戦勃発後まもなくのことであった。その頃すでに、アメリカでは防衛計画が推進され、戦争景気が招来されようとしていた。この状況について、ＣＩＯ第二回大会は次のように考えていた。——このような経済的活況は、主として戦争とその期待の上に作られている。労働者は、この活況からある程度の利益を得るであろう。しかし、その利益は一時的であり、多くは誤まったものである。危険なことは、物価がとどまることなく上昇し、労働者

が資金と生活費とを調整させようとすると、統制されることである。このような統制が国防衛の名の下で行なわれ、他方では同じ名の下で、暴利をむさぼる商人や軍需産業業者は寛大に取り扱われるであろう。戦争景気が終れば、国民は悪化した経済状況の下におかれ、労働者はブームが始まる以前よりいっそう苦しいことになる。労働者は、戦争景気よりも確固とした、安定した繁栄を望んでいる。⁽¹⁹⁾——このように、ＣＩＯはアメリカの経済状況にやや批判的になり、政府の失業対策の不十分な点を不満とした。しかし、ＣＩＯがそのような経済の打開策として提案することは、政府、産業、労働の三者が経済安定と完全雇用を達成すべき共通の努力のために、協議し、パートナーとなることであった。⁽²⁰⁾そしてその意味は、ふたたび全国産業復興法体制のような労・資・公三者の協力ということであった。

公民権問題について、ＣＩＯ第二回大会は、ラフォレット議員が提出した公民権法案を支持し、「犯罪的サンジカリズムおよび外国人取締り法」という名目で社会主義的傾向を取締ろうとする法案に反対した。それは、ＣＩＯが自ら「リベラル」と自負していたことと共に、そのような法案が労働組合に悪用されることを恐れたためであった。⁽²¹⁾こうしてＣＩＯは、自らをニュー・ディールの進歩的擁護者と認め、「現在の労働・社会立法を守り、労働者や失業者、農民その他大衆の利益のために、新たな立法を要求する」ために政治力を用いると宣言するのであった。⁽²²⁾そこからＣＩＯは、「労働法規や進歩的法規を破壊し、

反動的計画をもたらそうとする、共和党とガードナー(「副大統領」)ら民主党の要節者との連携」を攻撃した。すなわち、CIOによれば、ルーズヴェルトは進歩的でニュー・ディールを守ろうとしているが、副大統領ら反動的勢力がそれを妨害していることになるのであった。いうまでもなく、このような見方は、アメリカの政治構造・権力構造を理解しないものであった。

こうしてCIOは、一九三九年においても、ルーズヴェルト政権を進歩的な、リベラルな、国内改革に力点を置いたものとみなしていた。周知のように、一九三九年初頭には、ルーズヴェルト自身が国内改革の終了を告げ、ニュー・ディール体制から準戦時体制へ移行することを示唆していたが、CIOはその点を十分に読み取っていなかったのである。CIOが、アメリカ経済体制の変質をはっきりと認識するのは翌一九四〇年に入ってからであった。そこで、一九三九年をもって初期CIOの区分点とするにはやや難点もあるが、CIOのニュー・ディール観をつかむために一九三九年までのCIOの見解を検討してきたわけである。

以上、本稿でみたように、ニュー・ディール後期に誕生したCIOは、ニュー・ディール政策をほとんど一貫して、積極的に支持した。それは、CIO自身が、ニュー・ディール政策から多くの恩恵をうけている、とみなしていたためであった。特にCIOが支持したのは、ニラ体制、すなわち労・資・公三者の協力により経済発展を求めるものであった。またCIOは、ニュー・ディール政策の主要な擁護者であると自負していた。

この自負が現実にとりだけの裏づけを求めていたか、と云うことは難かしい問題であるが、別の機会に検討してみたい。いずれにせよ、CIOのこうした態度は、基本的な「アメリカ民主主義」への信頼に基づくものであった。そこから、CIOの政治活動や国際問題への反応も見てくるのである。これらについて、次稿で検討してみたい。

- (1) *New York Times*, Sep. 16, 1965.
- (2) *Report of the Proceedings of the Fifty-fifth Annual Convention of the American Federation of Labor*, 1935, pp. 266, 579, 580. (以下、AFL, *Proceedings*, 1935 以下略記する。CIOの略記は「同様に略記する」)
- (3) *ibid.*, pp. 285, 286, 578, 579.
- (4) *ibid.*, pp. 200, 789, 790.
- (5) Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Age of Roosevelt*, Vol. III. *The Politics of Upheaval*, (Boston, 1960), pp. 143, 144.
- (6) AFL, *Proceedings*, 1935, pp. 183, 200, 292, 789, 790, 792, 819, 820.
- (7) *ibid.*, pp. 175, 269, 270, 593, 820, 821, 830.
- (8) Committee for Industrial Organization, *The Program of the C. I. O.* (Wash., D. C., 1937?) p. 12.
- (9) *ibid.*, pp. 12, 13. *Union News Service*, Nov. 22, 1937.
- (10) CIO, *The Program*, p. 50.

- (11) *ibid.*, p. 55.
- (12) *Union News Service*, July 5, 1937.
- (13) *ibid.* Feb. 22, 1937, Mar. 1, 1937, etc.
- (14) CIO, *Proceedings*, 1938, pp. 52, 59.
- (15) *ibid.*, p. 49.
- (16) *ibid.*, pp. 57, 60, 63, 74, 277.
- (17) *ibid.*, p. 208.
- (18) *ibid.*, p. 230.
- (19) CIO, *Proceedings*, 1939, p. 6.

- (20) *ibid.*, pp. 25, 29.
 - (21) *ibid.*, p. 45.
 - (22) (23) *ibid.*, p. 3.
 - (24) 難点としては、翌一九四〇年までルイスがCIOの會長をしており、彼の影響力が続いていたことが考えられる。フィリップ・タフトは、「ルイス時代のCIO」という点に区分している。(Philip Taft, *Organized Labor in American History* (New York, 1964))
- (一橋大学大学院学生)